

附属機関等の概要

(1面)

1 名 称	宮崎県周産期医療協議会		
2 区 分	☐ 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) ☒ 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)		
3 設 置 根 拠	宮崎県周産期医療協議会設置要綱		
4 設 置 目 的	本県の周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸課題を協議するため。		
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	(1)宮崎県医療計画の周産期医療に関する事項 (2)周産期医療体制に係る調査分析に関する事項 (3)母体及び新生児の搬送及び受入れ(県域を越えた搬送及び受入れを含む。)に関する事項 (4)総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項 (5)周産期医療情報センター(周産期救急情報システムを含む。)に関する事項 (6)搬送コーディネーターに関する事項 (7)地域周産期母子医療センターその他の地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項 (8)その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項		
6 会議の開催状況 (令和7年度)	① 開催期日 第1回 令和7年8月26日 第2回 令和8年3月19日 ② 主な審議事項 第1回:(1)本県の周産期医療の主な取組について (2)本県の周産期医療の現状について (3)将来を見据えた本県の周産期医療体制について (4)報告事項 第2回:(1)県内の周産期母子医療センターの状況について (2)地域周産期母子医療センターの変更承認について (3)宮崎県周産期医療協議会地域部会の設置について (4)報告事項		
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	☒ 公開(傍聴可) ☐ 非公開(傍聴不可) 非公開の理由	
	議事録又は議事概要等の公表	☒ 有り 閲覧場所: 健康増進課 県庁ホームページへの掲載: ☒ 有り ☐ 無し ☐ 無し ☐ 未定	
8 所管課(室)名	福祉保健部 健康増進課 母子保健・医療支援担当 電 話: 内線8286 (直通)0985-44-2621		

令和8年3月31日現在

[illegible]